

軽自

減免条件に該当しませんか？
軽自動車税の減免申請は6月24日回までに

総務課 税務係 ☎ (255)5921

身体障害者手帳等をお持ちの方で、表の等級と減免の要件に該当する方は、軽自動車税の減免の対象になります。

減免の要件

- ① 障害者本人が運転する場合か、障害のある方と生計を一にする方が、障害者の方のために運転する場合
② 障害者本人が所有、または、障害者の方が18歳未満か、知的・精神障害を持つ場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車
③ 減免できる台数は普通自動車、軽自動車を含めて、対象者1人に対して1台

申請場所：町総務課 税務係

申請に必要なもの

障害者手帳等/運転者の運転免許証/車検証/印鑑(認印)/納税通知書

減免の申請期限

軽自動車税納期限の7日前です。6月24日回までに申請ください。

減免の継続

平成25年度より認定された減免申請は、障害の等級、軽自動車の買換え、普通自動車への減免申請等の変更がない限り、次年度以降も有効となります。

減免対象となる障害等級

Table with 3 columns: 身体障害者, 運転者の区分 (本人, 本人以外), and 障害等級. Rows include 視覚, 聴覚, 平衡, 音声, 上肢, 下肢, 体幹, 脳原性 (上肢, 移動), 心臓/じん臓/呼吸器/膀胱/直腸/小腸, 免疫/肝臓, 知的障害者, 精神障害者.

※喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。

年金

申請により免除が受けられます
国民年金保険料の免除制度

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎ (255)5924

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請によって保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

厚生年金や共済年金に加入していた方が退職されると、国民年金への加入手続きが必要となります。

その際、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合には、全額免除、または一部納付が承認されます。

免除制度の種類

全額免除/4分の1納付/半額納付/4分の3納付

保険料の追納

免除の期間は10年以内であれば、追納が可能です。住民福祉課住民国保年金係へご相談ください。

手当

6月以降、児童手当を受けるには現況届が必要です
児童手当現況届の提出をお忘れなく

町住民福祉課 福祉・男女共同参画係 ☎ (255)1179

「現況届」は、6月1日現在の家族の状況などを把握し、児童手当を引き続き受給する資格があるか、確認するためのものです。

6月上旬に関係書類を送付しますので、ご記入の上、提出ください。

提出期限

6月28日迄
提出がない場合には、6月以降の手当が受給できなくなる可能性がありますので、必ず手続きをしてください。

健診

自分の体を知るため年1度は健診受診を
基本健診のお申込みはお済みですか？

町住民福祉課 保健予防係 ☎ (255)3112

町では、次の内容で基本健診・特定健診を実施します。受診直前までお申込みをお受けしていますので、是非ご利用ください。

対象者

20～39歳の方/40～74歳の国保加入者/75歳以上の方

受診料

基本コース1,000円/心電図:400円/眼底検査:200円/検便:500円

日程

総合体育館:6月26日(7月1日) 富士里支館:7月2日(7月5日) 野尻湖支館:7月3日(7月5日) 古海集会所:7月5日(7月8日) 総合会館:7月8日(7月9日) 10日(7月11日)

検査内容

身体測定(腹囲)/血圧/血液検査/尿検査/問診/診察

検査機関

厚生連北信総合病院

転出

引越しする際の手続き
外国人住民の方も転出届が必要です

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎ (255)5924

外国人住民の方も、別の市区町村へ引越しする際には、転出届が必要です。海外に引越しする際にも必要ですので、ご注意ください。

外国人住民の方にも、別の市区町村へ引越しをする際には、転出届をすることで転出証明書を交付します。新たにお住まいになる市区町村で、転出証明書と在留カードを持参し転入手続きを行ってください。

また、7月8日から外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載されますので、後日ご本人へ通知を行います。ご希望の方は、住民基本台帳カードの交付を受けることができますようになります。

広告

地元企業の皆様のPRにご利用ください
ホームページへの有料バナー広告募集

町総務課 まちづくり企画係 ☎ (255)5920

地域産業の振興と財源確保対策の一つとして、町ホームページに掲載する事業者のみなさまからの有料広告を募集します。

掲載場所

信濃町ホームページ

掲載料金

1か月2千円(町外事業者は3千円)

掲載期間

平成25年7月～9月(最長で平成26年3月まで延長可)

募集締切

6月11日(木)

具体的な掲載スペース、掲載基準などの詳細については、信濃町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

共済

交通事故の「もしも」に備えて...
交通事故共済の申し込みを受け付けます

町総務課 庶務係 ☎ (255)3143

交通事故共済は、交通事故に遭われた方を救済するために、みなさんと町が一緒になって助け合うことを目的とした共済です。

加入条件

町内に住民登録されている方/在学中で、町内に居住する人の被扶養者

共済掛金

一人400円(中学生までは公費負担)

見舞金

自動車・バイク・トラクター・自転車・電動カート等で事故に遭われた場合、見舞金が支払われます。(基礎額20,000円に入院1日2,000円・通院

1日1,000円を加算。ただし事故内容により金額が変動します)

申し込み

総務課庶務係まで(加入促進のため、6月上旬に各地区のうさぎ部長さんが申込書を持って訪問します)

ご注意

事故後、見舞金の請求をしていない方は、事故日から2年以内に請求を行ってください。